

陽性の判明から療養までの流れが変わります

9/26
から

- 相談を一元的に受け付ける「総合案内窓口」を開設します。(「あきた新型コロナ受診相談センター」への直通電話は終了します。)
- 自己検査、県が実施する無料PCR等で検査をして陽性反応が出たら、陽性者登録をお願いします。
- 発生届が出されない方の自宅療養中の健康観察の方法が変わります。
- 療養証明書の発行は終了します。(医療機関でお渡しする「新型コロナ療養ガイド」や「検査キット配付・陽性者登録センター」からのメール等をご活用ください。)

相談先に
迷ったら24時間
受付

総合案内窓口

8時～17時

018-895-9176

17時～翌8時

018-866-7050

LINEでも
相談
できます

※質問の内容に応じて案内します。症状によっては、医師または看護師が対応します。

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われた際の受診・検査方法

医療機関を受診

受診の際は必ず事前に電話してください

陽性が判明したら

医療機関で療養支援の情報などを記載した
「新型コロナ療養ガイド」をお渡します

発生届※の対象者

- ◆65歳以上の方
- ◆入院を要する方
- ◆重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新たな酸素投与が必要と医師が診断する方
- ◆妊娠中の方

※発生届はこれまで同様、保健所へ提出されます

発生届の対象者以外

「検査キット配付・陽性者登録センター」が配付する検査キットで検査

0120-777-798 9時～17時

検査をして陽性反応が出たら

自己検査・ 県が実施する 無料PCR等で検査

「検査キット配付・陽性者登録センター」に 陽性者登録をお願いします

※未就学児、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方は登録することができません。
医療機関を受診してください。

※医療機関を受診した方は登録する必要はありません。

※自己検査は、必ず第一類医薬品の検査キットを使用してください。

詳しくは薬局でお渡しするチラシをご覧ください。

登録された情報を医師が確認し、確定診断を行います

陽性と診断された場合はメールで診断結果と療養支援の情報をお知らせします

保健所から連絡があります

保健所からの連絡はありません

症状により入院・自宅療養・宿泊療養

自宅療養が基本となります

発生届の対象者以外の方で
宿泊療養を希望する場合は
こちらをご覧ください

自宅療養中の健康観察

発生届が出された方

次のいずれかの方法で行います。

スマートフォン／パソコン

- ご自身で「My HER-SYS*(マイハーシス)」へ入力
※自身や家族の健康状態をスマートフォン等で入力できるシステム

電話

- 「秋田県健康フォローアップセンター」からの電話確認
- 自動音声による電話確認

発生届が出されない方

ご自身やご家族による健康観察をお願いします。



自宅療養中の過ごし方や健康観察は
「自宅療養のしおり」をご覧ください

療養期間中の外出は…

症状が軽快してから24時間経過した方、無症状の方は、

- 公共交通機関を使わないこと
- 外出時や人と接する際には短時間とし、
必ずマスクを着用すること

を前提に、食料品の買い出しなどの必要最小限の外出
を行うことは差し支えありません。

右のような方は、医療機関でお渡しする「新型コロナ療養ガイド」や、
「検査キット配付・陽性者登録センター」からのメールをご覧いただくな
ど「総合案内窓口」にご連絡ください

自宅療養中に
体調が悪化した

医療機関の
受診などについて
相談したい

食料品や生活用品が
調達できないので
配送してほしい

療養期間が 見直されました



療養が終了しても

症状のある方は10日間

症状のない方は7日間

が経過するまでは感染リスクがあります

感染予防行動の徹底をお願いします

- 検温などご自身で健康状態を確認する
- 高齢者等ハイリスク者との接触、高齢者福祉施設等ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける
- マスクを着用する 等

症状のある方 (現に入院している方を除く)

症状が出た日を0日目として、原則7日間の療養(自宅等)をお願いします。

0日目 10/1(例)	1日目 10/2	2日目 10/3	3日目 10/4	4日目 10/5	5日目 10/6	6日目 10/7	7日目 10/8	8日目 10/9	9日目 10/10	10日目 10/11	11日目 10/12
発症日											

療養期間(7日間)

療養終了にあたり、保健所からの連絡はありません。
陰性確認の検査は不要です。

感染予防行動を徹底

職場復帰
・登校可

症状のない方

検査を受けた日を0日目として、原則7日間の療養(自宅等)をお願いします。

0日目 10/1(例)	1日目 10/2	2日目 10/3	3日目 10/4	4日目 10/5	5日目 10/6	6日目 10/7	7日目 10/8	8日目 10/9	9日目 10/10	10日目 10/11	11日目 10/12
検査を 受けた日											

療養期間(7日間)

療養終了にあたり、保健所からの連絡はありません。
陰性確認の検査は不要です。

感染予防行動を徹底

職場復帰
・登校可

5日目にご自身で入手した検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除できます。

